

群馬大学医学部長適任者選考規程

平成26.12.16 制定

(趣 旨)

第1条 群馬大学医学部長（以下「学部長」という。）適任者の選考は、この規程の定めるところにより行う。

(選考の時期)

第2条 学部長適任者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。

2 学部長適任者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の1月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに行う。

(学部長適任者の資格)

第3条 学部長適任者の資格は、医学系研究科及び保健学研究科の主担当を命ぜられた教授で医学部の担当を命ぜられたものとする。

(学部長適任者の推薦)

第4条 群馬大学医学部教授会（以下「教授会」という。）は、医学科会議及び保健学科会議に、学部長適任者各3人の推薦を求める。

(学部長適任者の選考)

第5条 学部長適任者の選考は、前条の推薦に基づき、教授会における投票を参考に、学部長が行う。

2 前項に規定する投票は、教授会構成員（投票日の10日前の日に在職する医学部の担当を命ぜられた教授（医学部の教授を兼任する理事を含む。）に限る。ただし、休職、停職、育児休業若しくは介護休業中等の者又は投票の日までに退職した者を除く（以下「有資格者」という。））により行い、有資格者の3分の2以上の投票をもって成立する。

(投票管理委員会)

第6条 教授会に、投票の事務を管理するため、投票管理委員会を置く。

2 投票管理委員会は、教授会において選出された4人の委員で組織する。ただし、第4条において推薦された学部長適任者を選出することはできない。

3 投票管理委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 投票管理委員会は、前条第1項に規定する投票の日時、場所、学部長適任者の名簿その他必要事項を決定し、投票の7日前までに有資格者に通知する。

(投票)

第7条 第5条に規定する投票は、単記号式無記名投票とする。

2 前項に規定する投票の開票は、投票終了後速やかに行う。

3 第1項に規定する投票において、単記号でない投票は無効とし、白票は有効とする。

4 投票の効力に疑義が生じた場合は、投票管理委員会が判定する。

(適任候補者の決定)

第8条 前条の投票により、得票上位3位までの者を学部長適任候補者とする。

2 前条の投票の結果、得票順位3位までの者が決まらない場合は、学部長の一任とする。

(不在者投票)

第9条 投票の日にやむを得ない理由により投票することができない有資格者は、投票管理委員会の定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

(学部長適任者の推薦)

第10条 学部長は、投票の結果を参考に、学部長適任者を決定し、学長に推薦する。

(任期)

第11条 学部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

2 任期満了以外の事由により選考された学部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学部長適任者の選考に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年12月16日から施行する。